

共同報告書別表 日印要望事項一覽

(日本語仮訳)



Confederation of Indian Industry

Keidanren
Policy & Action

インド側要望事項一覧

(前回の日印ビジネス・リーダーズ・フォーラムにおけるインド側指摘事項)

部分的に解決済み

- インドで許可されている17の食品添加物の使用許可やエトキシキンの最大残留基準の緩和、認証取得コストの軽減《2014年1月、インド側の要望に基づき、エビを含むエトキシキンの最大残留基準の見直しを実施し、エビについては以前より緩和された基準となり、解決済み。》

保留（インド側は日本から最恵国待遇を付与されており、それ以上の譲許は難しい）

- 非関税障壁の除去《非関税障壁については、様々な要素を踏まえた総合的な判断に基づいて決定されたものであり、インドのみに適用されている事項はない。》
- インドから日本への食品輸出、とくに海産物の輸出における試験、検査、記録管理手続きの合理化《2012年10月に開催されたCEPAビジネス環境整備小委員会において、水産物の貿易手続きの円滑化に関する覚書について、インド側の具体的な要望事項を踏まえた上で検討したい旨回答済（以来、インド側から具体的な要望事項の提示がない）。》
- 医薬品分野における相互認証協定の締結による医薬品の試験手続きと基準の統一《2012年10月に開催されたCEPAビジネス環境整備小委員会において、日本は内外無差別で適切に医薬品の承認等を行っており、インドの後発医薬品だけを優遇することは困難である旨説明済（既に審査手続きの迅速化等実施済み）。》

- コンピューター・エンジニアに対する査証発給上の学歴基準の緩和。とくにTier 1の日本企業訪問のための渡航を希望するインド人に対する招聘状の原本提出義務の緩和《2012年10月に開催されたCEPAビジネス環境整備小委員会において、在留資格認定書交付申請の審査基準である省令の内容（学歴基準）を説明の上、インド側の要請に応じて現在の基準を変更することは困難である旨説明済。》
- IT、ITES（IT enabled services）、専門職分野等のサービス部門の市場アクセスの実現《具体的な要望を承知していないが、現行制度は様々な要素を踏まえた上で策定されたものである（追加検討のためにはインド側から個別具体的な要望が必要）。》

保留：両国政府間で相互理解を深めるための

- 日本の顧客にサービスが求められる弁護士や会計士などの専門職に対する資格の相互承認の導入《2012年10月に開催されたCEPAビジネス環境整備小委員会において、日本の公認会計士として活動するためには、日本固有の会計・監査基準や法令について十分に理解している必要があり、単純な相互承認には馴染まない旨説明済。》
- 配当・ロイヤルティ・技術サービス料に対する10%の源泉課税の廃止《各種課税率は、様々な要素を考慮した上で、二国間条約の交渉の中で決定されたものである。》

日本側要望事項一覧

(前回の日印ビジネス・リーダーズ・フォーラムにおける日本側指摘事項)

解決・改善済み

- 保険業への外国企業への出資制限を26%から49%へ引き上げ《2015年3月12日に保険法改正案が上院で可決され成立。保険業への外国企業への出資制限を26%から49%に引き上げられ、解決。》
- 対外商業借入（ECB）の規制緩和をはじめとする金融・保健分野での規制緩和《インド側は解決済みとしており、現在確認中》
- 日印間の金融ノウハウの共有に向けた地場銀行への外資出資規制（シン銀行認可ガイドラインで4.99%、改正銀行法で26%）の緩和《インド側は、個別出資規制を廃止し、出資上限を全体で74%までとするという新規制を導入して本要望は解決済みとしており、現在その執行状況を確認中》

部分的に解決・改善済みならびに解決策実施待ち

- みなし課税における実際の利益とみなし利益の乖離の是正《APA（移転価格に関する事前承認制度）の導入により、一部解決》
- ビジネス実態から乖離した移転価格課税や恒久的施設（PE）課税等の解決《APA（移転価格に関する事前承認制度）の導入により、一部解決》
- 国際電気標準会議（IEC）が定めた方式での電気・電子製品検査データの受け入れ《イン

ド政府はBIS基準を採用しており、殆どの問題が解決済みのはずと主張。》

- 通関・州際貿易手続きのワンストップサービス化と通関後の最大小売価格表示ラベル貼付許可《インド側は通関後の最大小売価格表示ラベル貼付を認めたと主張するも、現場では未許可。》
- インドにおいて国際競争力のある産業、とくに製造業を育成するためのレンタル工場やプラグアンドプレイ工場の設置《2014年9月、インド商工省と経産省が日本企業向け工業団地開発を11箇所開発することで合意。2015年10月、マディヤプラデシュ州首相と経産相との間で同州の工業団地を追加することで合意。カルナタカ州と国際協力機構（JICA）が同州での工業団地開発に協力することで合意する等の動きがある》
- インフラ整備に関連する法規制の緩和《インド政府は個別プロジェクトごとに取り組みを進めており、対象企業からは評価されている。》
- 中央政府と州政府の許認可プロセスの透明性の確保と迅速化《インド政府は、個別事例ごとへの対応を進めており、対象企業からは評価されている。》
- リスク縮小化の支援《インド政府は、インフラ開発への「プラグ&プレイ」概念の導入を進めており、落札企業が政府許認可を得るための手続きを不要にする方向。》

保留（殆ど前進なし）

- 両国の通関当局と民間に対しCEPAの規定と活用のメリットの周知徹底
- CEPAの枠組みにおいて設置されているビジネス環境の整備に関する小委員会を両国政府により定期的開催

- 資格承認に関する両国の国内規制について議論を開始
- 商用査証取得に必要な書類の削減等、手続きの一層の簡素化
- 日印社会保障協定の早期発効《現在、日印社会保障協定の早期発効に向け両国の実施機関の間で、競技実施のために必要な事務的詳細について協議・調整中。》
- 連邦物品サービス税（GST）の早期導入《国会審議中》
- 円滑な土地収用の実現《国会審議中》
- 中央政府と州の間における徴税方針・制度の不整合の解消《インド政府はGST導入により解決されると主張。》
- 都市中心部での外国金融機関の開設規制の撤廃《インド財務省は、日本の銀行の支店の82%は都市部で開設されていると主張。しかし規制は改廃されていない。》
- 特許権や商標権などの知的財産権法制の運用と国際的整合性の確保《インド政府は制度の簡素化等を実施済みとしているが、強制実施権等の問題は欧米等からも指摘されており未解決》
- 閣僚級の官民政策対話、DMIC次官級タスクフォース、セクター別協議等の活用による、DMICおよびCBICの日本企業関連プロジェクトの課題の解決《インド政府は、商工省産業政策局へのジャパンプラスの設置により日本企業の直面する諸問題は解決の方向に向かっていると主張しているが、既存の対話枠組みの活用は進んでいない》
- 需要に関するリスク軽減が必要な場合の包括的なリスク軽減や政府保証の付保《インド

政府は、第三者委員会が改善に向けた報告書を政府提出したところであり、この内容が実施されれば、インドにおけるPPPの推進が容易になるといわれると主張。》

- 定期的な官民対話の場の設置《インド政府は、商工省産業政策局へのジャパンプラスの設置により日本企業の直面する諸問題は解決の方向に向かっていると主張しているが、新たな対話枠組みの設置は進んでいない》
- 土地収用や環境許可等必要となる政府認可のスムーズな許可《インド政府は、商工省産業政策局へのジャパンプラスの設置により日本企業の直面する諸問題は解決の方向にむかうはずであると主張しているが、現状、効果は限定的。》
- 主要な燃料である天然ガス、石炭の適正価格での必要量の安定的確保と燃料価格高騰時の売電価格への転嫁《インド政府は、すでに民間事業用の石炭資源割り当てを行なっており、資源価格と売電価格の差を減少させたとしているが、効果の測定はこれから。》
- 発電、送電、配電事業に関連する規制緩和と中長期的な契約の締結《インド政府は、売電事業の競争条件改革を近い将来実施するとしているが、時期未定。》
- 原子力協定の締結を含む両国政府の一層の協力
- インドの国民皆ID（UID）制度に関する日印協力の拡大
- 電子機器、通信機器、重工業、鉄道管理システム等の分野における先端技術の導入《インド政府は、昨年9月の日印共同宣言にも盛り込まれており、日印政府間で作業中としている。》
- 農業、水処理、衛生、リサイクル等の環境管理における技術交流と対印製造業投資促進